

議案第20号

つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成25年2月22日

つくば市長 市原 健一

つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する  
条例

つくば市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年つくば市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「達しないこととなるもの」を「達しないこととなるもののうち、その差額に相当する額が20,000円を超える者」に、「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「その差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）」を「20,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。